

議案第 6 3 号

狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成 4 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を次のように改める。

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次に掲げる家庭をいう。

(1) 次のアからオまでのいずれかに該当する児童（当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。）の母が当該児童を監護する家庭

ア 父母が婚姻を解消した児童

イ 父が死亡した児童

ウ 父が規則で定める程度の障害の状態にある児童

エ 父の生死が明らかでない児童

オ その他アからエまでに準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

(2) 次のアからオまでのいずれかに該当する児童（当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。）の父が当該児童を監護し、かつ、その児童と生計を同じくする家庭

ア 父母が婚姻を解消した児童

イ 母が死亡した児童

ウ 母が規則で定める程度の障害の状態にある児童

エ 母の生死が明らかでない児童

オ その他アからエまでに準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

第 2 条第 3 項中「、父母」を「、当該児童の父母」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 母が監護しない前項第 1 号アからオまでのいずれかに該当する児童又は母がない同号ア及びウからオまでのいずれかに該当する児童

(2) 父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない（父がない場合を除く。）前項第 2 号アからオまでのいずれかに該当する児童又は父がない同号ア及びウからオまでのいずれかに該当する児童

(3) 父母がない児童

第 3 条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の対象者（児童を除く。以下この項において同じ。）のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者は、対象者としな

(1) 同一の児童について、父及び母のいずれもが対象者となる場合又は父及び養育者のいずれもが対象者となる場合 当該父

(2) 同一の児童について、母及び養育者のいずれもが対象者となる場合 当該養育者

第4条第1項本文中「対象者」を「第6条に規定する受給者」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に受給者として認定されている者（改正前の第2条第2項に規定するひとり親家庭の父及び児童で、父がその児童と生計を同じくしていない者に限る。）に係る認定の基準については、改正後の狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定にかかわらず、平成22年において、当該受給者が改正後の条例第8条第2項の規定による届出を行うまでの間、なお従前の例による。

平成22年9月1日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

児童扶養手当法の改正にかんがみ、ひとり親家庭及び養育者の定義並びに医療費の支給対象者に関する規定等について所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。